

令和2年度第1回山形県入札監視委員会審議事項の概要

- 1 開催日時 令和2年8月28日（金）13時30分～16時00分
- 2 会 場 山形県庁講堂
- 3 出席委員 委員5名（砂田委員長、青柳委員、梅津委員、兼子委員、古川委員）
- 4 県出席者 県土整備部長、県土整備部次長、県土整備部整備推進監、関係部局職員など計27名
- 5 審議事項の概要
 - (1) 抽出事案の審議について（対象期間：令和元年10月1日～令和2年3月31日）

① 抽出事案1

令和元年度山形県立病院中央病院患者サポートセンター整備等工事

【建設工事／一般競争入札（条件付）／病院事業局県立病院課】

委員	入札参加資格者は何者を想定していたのか。
県	22者程度と見込んでいた。
委員	結果的に1者のみの応札になった理由は何か。
県	個別の理由は把握していないが、技術者不足や、金額や工事内容等から業者が判断しこのような結果になったのではないかと考える。
委員	契約変更は具体的にどのような内容だったのか。
県	スプリンクラーを増設した。
委員	それは設計の段階で分かるものであり、本来であれば契約変更は不要だったのではないか。
県	実際に工事を進めていく中で増設した方が良いとの話になり対応したものである。
委員	スプリンクラー増設の変更契約で金額の変更が無かったのは、その分の金額を業者が負担したということか。
県	スプリンクラーについては増設により増額となったが、それと同じような対価で減額の工事もあり、結果として金額の変更は生じなかった。

② 抽出事案 2

令和元度高堰地区経営体育成基礎整備事業第1工区工事

【建設工事／一般競争入札（条件付）／最上総合支庁産業経済部農村整備課】

委員	結果的に1者のみの応札になった理由は何か。
県	同時期に同じようなほ場整備工事をこの地区を含めて4件発注したため、業者は会社として利益が出るところを検討し、それぞれ申込みを行った結果なのではないかと考える。
委員	この工事の落札業者が同時期に発注した他の工事も落札しているか。
県	この工事のみの落札であった。
委員	業者間で調整を行っているという可能性はないのか。
県	この工事に関しては、現場が業者の事務所と地理的に近いということから利益が出ると考え応札したのではないかと想像する。
委員	建設工事請負契約書の前払金の欄にある「契約特別条項による」という記載について説明願う。
県	この工事は繰越工事であり、「契約特別条項」とは入札説明書の「繰越事業に係る留意事項」を指す。これにより、令和元年度には前払金は支払わないことになっている。
委員	同時期に同じような工事を4件発注したが、4件の工事が同時に発注されると、業者は技術者の配置の都合で、他の工事をあきらめざるを得ないことがある。発注時期をずらすことは考えられなかったのか。
県	国の補正予算を活用して、雪解け後から時期の良い時に工事を開始したいと考え同時期に発注を行った。
委員	1者応札になりやすい状況にあったということなのか。
県	全体的に申込自体は多い。技術者の人数が不足している中で各業者が工事をするかどうか検討しての結果だと思う。
委員	これから残った工区の工事を発注する場合には今回と同じような条件で入札を行う予定か。
県	残りの工区の面積を考えると同じような工事金額、条件になるのではないかと思う。
委員	この工事は事前公表ということだったが、同時期に発注した他の3件も事前公表であったのか。
県	そのとおり。
委員	これから行う残りの工区の工事でも事前公表になるのか。
県	状況を見ながら今後検討する。

③ 抽出事案 3

令和元年災害復旧事業等調査一級河川馬見ヶ崎川外測量・設計及び災害査定関連業務委託

【測量・設計及び災害査定関連業務委託／随意契約／村山総合支庁
建設部河川砂防課】

委員	災害等緊急時における随意契約業者選定の要請順位に記載されている被災地に近い順番とは、リストの上に乗っている業者の順に1位、2位…ということになるのか。
県	そういうことではなく、あらかじめ選定した6社の中から被災地に近い業者を選定するものである。
委員	被災地からの距離等を測って選定しているのか。
県	緊急ということもあり、そこまで厳密にはしてはいない。
委員	災害等緊急時における随意契約業者の選定のリストの更新頻度は。
県	毎年度1回4月に更新している。
委員	「1者随意契約理由書」(12月10日)では委託内容が7箇所だが、その後の「見積調書」(12月16日)では11箇所に増えている。災害は10月に発生しているので、もっと早い段階で11箇所にする判断はできなかったのか。
県	実際には「1者随意契約理由書」の時点で11箇所になっていたが、10月の出動要請書の段階で7箇所の要請をしたため、それに合わせて書類上7箇所とした。
委員	当初の委託契約書の履行期間は10月21日から12月27日となっているが、契約日は履行期間が始まってからの12月16日。これは問題ないのか。また、12月27日までに業務が終了するつもりで契約書を作成したということで良いか。
県	当初は12月27日までと想定していたが、業務が終わらなかったために契約変更で3月31日まで工期を延長した。
委員	契約変更5,500円減額の理由は。
県	災害査定設計において修正作業がなかった分、予定していた作業が減り減額となった。
委員	当初から工期を長くすることはできなかったのか。そもそも期間が決まっていたのか。
県	災害査定完了までの期日で工期を想定したが、実際の作業に時間がかかり工期が伸びた。
委員	工期が伸びたことで増額は無かったのか。
県	無かった。

委員	先ほどの話だと「1者随意契約理由書」(12月10日)の時点で委託内容が11箇所と分かっていたとのことだが、それにもかかわらず7箇所とした理由は。
県	災害の場合は特殊であり、まずは国による災害査定が行われる。災害査定までの期間は短く、通常の契約をしている時間は無いことから、その時点で分かっている被災箇所を挙げて緊急随意契約をする。作業としては災害査定までに国に見てもらい設計書の作成のほか、実際に工事を発注する際の設計書の修正が必要になる。当初はその分も考慮して工期を12月27日までとしたが、作業が多すぎて工期が伸びた。 県のルールで、緊急随意契約に基づいて後から正式な契約を結ぶ場合は、緊急随意契約の契約期間内に契約ができる状態になってからが良いということになっていることから、12月16日に契約を行った。その後、災害査定を行うまでの間に新たな被災箇所が発見されたことから、最終的に11箇所となった。
委員	新たに被災箇所が発見された場合には2期工事にならないのか。
県	当初は、その時点で見つかっている被災箇所を国に報告して災害査定を認めてもらうが、当初の査定の後で見つかったものを追加で認めてもらうためには、箇所数を増やさざるを得ない。

④ 抽出事案4

令和元年度土砂災害対策事業(砂防自然災害防止)大沢川砂防えん堤工事
【建設工事/一般競争入札(条件付)/置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課】

委員	入札参加可能な業者は何者あったのか。
県	19者あった。
委員	この工事内容からすると発注時の工期が短かったのでは。
県	防災工事ということで豪雨災害に備え早めにという思いと、本工事は広範囲であるため現場が輻輳せず同時に工事を進めることができるのではというところからこの工期で発注した。
委員	施行位置を示す地図を見ると今回の工事箇所の上にダムがあるようだが、そのダムの工事を受注した業者は今回と同じか。
県	そのダムはかなり昔のものであり、この場では分からない。
委員	受注可能な業者数に対して応札者が1者のみだったのは、この工事が特殊なものだったからか。
県	一般的な工事であった。

委員	他の業者は技術者の手配等の関係で応札しなかったということか。
県	配置技術者の有無が大きいのではないかと考える。
委員	添付資料の下請業者一覧表、「鋼製スリットダム工事」のみ検査日が異なっているが、他の工事に比べて早く終了したということか。
県	そのとおり。
委員	工事内容がそれほど難しくないため、高い精度で積算可能であったから、落札率が高かったのか。
県	業者が精度の良い積算をできるようになっているからではないかと考える。
委員	本工事は簡易Ⅱ型総合評価落札方式で実施されたが、地域貢献度に関する項目は発注課で考えたのか。
県	項目の内容は県土整備部の総合評価のガイドラインで決まっている。

⑤ 抽出事案5

平成30年度（県債）（明許繰越）河川等災害復旧工事30年災8839号外
 沢川河川災害復旧工事

【建設工事／一般競争入札（条件付）／最上総合支庁建設部河川砂防課】

委員	地域要件を県内に広げたとのことだが、最上管内にはもともと入札参加可能な業者が何者あり、広げたことでそれが何者になったのか。
県	最上管内には38者あり、県内に広げたことで282者となった。
委員	不調にならないよう地域要件を山形県内に広めたとのことだが、過去にそういった事例があつてのことか。
県	この年に災害復旧工事が多く出ており、本工事の前に不調不落が40件近く発生したことからそれ以降、地域要件を拡大した。
委員	工期が冬の時期だったが、冬の時期を外すことはできなかったのか。
県	夏場は鮎等、生態系を保つという観点等から工事を行うことは難しい。河川工事は冬に行うことが多い工事である。
委員	工事名の中に「8839号」とあるが、添付書類の内訳書の中には「8840号」等とその他の番号もいくつか見られる。これについて説明願う。
県	この番号は災害査定で付けられた番号である。今回は5箇所分の工事をまとめて発注したので、その代表的な工事の番号「8839号」を名前に付けた。

委員	下請業者一覧表の工事内容には工事の中身ではなく番号が記載されている。穿った見方をすれば、一括して土木工事を請け負わせたのではと捉えられる。その辺りのチェックはいかがか。
県	本工事は5箇所だが、それをさらに細分化すると7箇所に分けられる。効率的に工事を履行するために区域ごとに分けて下請業者に入ってもらったというのが現状である。
委員	一括下請にはなっていないということで間違いはないか。
県	間違いはない。
委員	今回の落札業者は他の工事についても落札率が高いようだが、それはこの工事内容が比較的難しくないために高精度で積算し易いから、あるいは同じような内容の工事を何度か請け負ってきたからなのか。
県	本工事は一般的な工事であった。事情は分からないが、今回は予定価格を公表していたこと等が要因ではないかと考える。

⑥ 抽出事案 6

令和元年度河川整備補助事業（社会資本・総流防）最上小国川かわまちづくり測量業務委託

【建設工事関連業務委託／指名競争入札／最上総合支庁建設部河川砂防課】

委員	今回落札した業者は「業務委託に関する指名理由書（特性評価）」の表中、どこに当てはまるのか。
県	表中のNo. 1のA社に当たる。
委員	同じ表の「A得点」を見ると、1位が17点、12位が7点と点数に大きな開きがある。なぜ12位の11位で区切らず、点数の開きがある12位も含めて業者を選定したのか。 点数の開きによる技術的な問題はないのか。
県	指名業者の選定数は設計価格に応じて定められている。 特性評価は業者を絞り込むためのものであり、初めに合計点で、同点であればA得点で順位を判断することになる。合計点で見れば11位と12位は同点の13点であり、1位の17点との差も大きくはない。
委員	「特性評価」の点数の付け方について説明願う。
県	点数の付け方については県土整備部で基準を定めている。各指名審査会でそれを参考に審査している。
委員	つまり、一定の基準が定まっており、審査会で審査した数字がこの表に入っているということで良いか。
県	そのとおり。
委員	入札調書を見ると、どの業者も金額が予定価格に近いようだ

	が、積算しやすく金額の予想が容易だったということか。
県	公表されている標準歩掛で積算しているために金額の予想が比較的容易だったと想定される。
委員	「指名理由書」の8「技術的適性」について測量士を4名以上とした基準や根拠について説明願う。
県	建設工事等請負業者選定基準に1千万円以上3千万円未満の業務は4名以上と定められている。
委員	例えば、測量士が3名になると「特性評価」の点数は変わるのか。
県	今回、技術者評価は測量士のみで判定しているため、点数が変わることになる。
委員	金額により測量士の人数が変わることなのか。
県	そのとおり。

⑦ 抽出事案7

令和元年度尾花沢鉱山第3堆積場地質調査業務委託

【建設工事関連業務委託／指名競争入札／産業労働部商工産業政策課】

委員	入札調書を見ると落札した業者と見積金額が一番高い業者とでは金額に大きな開きがある。また、予定価格以下の金額を提示したのは2者のみである。その理由は何か。
県	当該業務の落札業者は過去に当該箇所に係る国や県の調査業務を行ったことがあるため、他の業者に比べ現場条件についての知識があり、その分、効率よく安くできると判断したのではないかと想像する。
委員	予定価格より高い見積を出した業者が多いのは、県の積算が低かったということか。
県	地質調査は農林水産省の歩掛を使用したが、解析業務のうち地震時安定解析は見積を採用したため、業者の見積に差が生じたと想定する。
委員	業者により使用した積算が違ったということか。
県	そういうことだと思う。また、落札者以外の会社は、初めての現場に入ることになるので、前に発注した調査内容の把握等で経費がかかると考えたのではないと思う。
委員	契約変更の詳しい内容について説明願う。
県	土質により単価が異なるが、当初想定していた土質と異なっていたこと、想定より安定した地盤が深かったことから、ボーリング延長の増とする必要が生じたことにより契約変更となった。

委員	ボーリングの箇所が増えたわけではないということか。
県	土質と深さによる契約変更であった。
委員	初めから予定価格を低くし、後から契約変更により金額を増額するということも可能だが、今回はそういうものではないということか。
県	ボーリング調査は事前に想定した地質と異なることで結果的に契約変更になる場合が多い。今回の場合もそういった要因によるものである。